

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十二条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成二七年二月四日政令第三五号) 抄

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二二日政令第一一号) 抄

(施行期日)
 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二六日政令第一三号) 抄

(施行期日)
 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二六日政令第二二号) 抄

(施行期日)
 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月九日政令第五七号) 抄

(施行期日)
 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月二十五日政令第七八号) 抄

(施行期日)
 1 この政令は、平成二十八年三月三〇日政令第八六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三〇日政令第三九六号) 抄

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年一月二〇日政令第四号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年二月一七日政令第二二号) 抄

(施行期日)
 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二〇日政令第四〇号) 抄

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月一六日政令第二一八号) 抄

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附則 (令和四年一月一一日政令第三四八号) 抄

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。